

鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第16号）による補助に関する事務であって規則で定めるもの（小児慢性特定疾病等日常生活用具給付）

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	鶴ヶ島市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	108-5 : 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第16号）による補助に関する事務であって規則で定めるもの（小児慢性特定疾病等日常生活用具給付）
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鶴ヶ島市個人番号の利用の範囲及び特定個人情報の提供の制限に関する条例（平成27年条例第27号）別表（第3条関係） 第5の項 鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第16号）による補助に関する事務であって規則で定めるもの（小児慢性特定疾病等日常生活用具給付）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	鶴ヶ島市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付実施要綱（平成17年告示第610号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、（障害者及び障害児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって（障害者及び障害児）の（福祉の増進）を図るとともに、（障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現）に寄与することを目的とする。	第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る（小児慢性特定疾病児童等）（知事が支給認定した者に限る。）（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、（日常生活上の便宜を図る）ための用具（以下「日常生活用具」という。）を給付することにより、小児慢性特定疾病児童等の（福祉の増進）に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		鶴ヶ島市補助金等の交付に関する規則（昭和47年4月20日規則第16号） 鶴ヶ島市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付実施要綱（平成17年告示第610号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	鶴ヶ島市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付実施要綱第4条、第6条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	鶴ヶ島市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付実施要綱第4条の規定による給付決定に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	鶴ヶ島市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付実施要綱第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
備考		

届出日	2024年03月08日
独自利用事務の対象者	給付対象となる小児慢性特定疾病児童等
番号法第9条第2項の条 例に規定した日	2023年03月24日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	